自衛隊の旗に関する訓令を次のように定める。 昭和47年3月14日

改正

防衛庁長官 江 崎 真 澄

自衛隊の旗に関する訓令

昭和48年10月16日庁訓第51号 昭和48年11月27日庁訓第60号 昭和55年7月18日庁訓第31号 昭和57年4月30日庁訓第19号 昭和59年6月30日庁訓第37号 昭和63年12月28日庁訓第42号 平成元年3月10日庁訓第7号 平成4年4月21日庁訓第42号 平成6年8月25日庁訓第43号 平成11年3月19日庁訓第8号 平成11年8月13日庁訓第44号 平成12年2月21日庁訓第5号 平成12年4月25日庁訓第62号 平成13年1月6日庁訓第2号 平成13年1月6日庁訓第3号

平成13年5月18日庁訓第63号 平成29年6月23日省訓第39号 平成14年3月29日庁訓第39号 平成30年3月26日省訓第15号 平成16年10月12日庁訓第 75号 平成18年3月27日庁訓第 12号 平成18年7月28日庁訓第 83号 平成19年1月5日庁訓第 1号 平成19年3月27日省訓第 10号 平成19年7月31日省訓第 46号 平成19年8月30日省訓第145号 平成20年3月25日省訓第12号 平成21年7月29日省訓第 48号 平成22年3月25日省訓第 8号 平成25年3月22日省訓第 16号 平成26年7月31日省訓第 61号 平成27年10月1日省訓第39号 平成13年3月19日庁訓第17号 平成28年1月29日省訓第 4号

令和2年3月25日省訓第14号 令和4年3月15日省訓第10号 令和4年3月24日省訓第28号 令和6年3月19日省訓第13号 令和7年3月21日省訓第34号

目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 国旗、隊旗等の陸上における使用
 - 第1節 国旗(第5条-第8条)
 - 第2節 内閣総理大臣旗、防衛大臣旗、防衛副大臣旗及び防衛大臣政務官旗(第9条・第10 条)
 - 第3節 幕僚長旗及び指揮官旗(第11条・第12条)
 - 第4節 隊旗及び学校旗(第13条・第14条)
 - 第5節 防衛大学校旗及び防衛医科大学校旗(第15条)
 - 第6節 国連旗等(第16条)
- 第3章 国旗、自衛艦旗等の艦船等における使用(第17条)
- 第4章 雑則 (第18条-第21条)

附則

第1章 総則

第1条 この訓令は、自衛隊において使用する旗について、制式、使用その他必要な事項を定める ものとする。

(定義)

- 第2条 この訓令において、「旗」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 国旗

- (2) 内閣総理大臣旗
- (3) 防衛大臣旗
- (4) 防衛副大臣旗
- (5) 防衛大臣政務官旗
- (6) 統合幕僚長旗、陸上幕僚長旗、海上幕僚長旗、航空幕僚長旗及び統合作戦司令官旗
- (7) 陸上総隊司令官旗、方面総監旗、師団長旗、旅団長旗、団長旗、陸将旗及び陸将補旗
- (8)海将旗、海将補旗、代将旗、隊司令旗(甲)、隊司令旗(乙)、長旗及び先任旗
- (9) 航空総隊司令官旗、航空方面隊司令官旗、航空支援集団司令官旗、航空教育集団司令官旗、 航空開発実験集団司令官旗、警戒航空団司令旗、航空教難団司令旗、航空戦術教導団司令旗、 航空団司令旗、航空警戒管制団司令旗、第1輸送航空隊司令旗、飛行開発実験団司令旗、航空 医学安全研究隊司令旗、空将旗及び空将補旗
- (10) 自衛隊情報保全隊司令旗及び自衛隊サイバー防衛隊司令旗
- (11) 連隊旗、群旗、大隊旗、中隊旗(甲)及び中隊旗(乙)
- (12) 自衛艦旗
- (13) 航空自衛隊旗、編制部隊旗(編制部隊(航空自衛隊の編制等に関する訓令(昭和44年航空自衛隊内訓第3号。以下「編制訓令」という。)第2条に規定する編制部隊をいう。)の旗をいう。以下同じ。)(甲)、編制部隊旗(乙)、編制部隊旗(丙)、編制単位群部隊旗(編制単位群部隊(編制訓令第2条に規定する編制単位群部隊をいう。)の旗をいう。以下同じ。)(甲)、編制単位群部隊旗(乙)、編制単位部隊旗(編制単位部隊(編制訓令第2条に規定する編制単位部隊をいう。)の旗をいう。以下同じ。)(甲)、編制単位部隊旗(乙)、編制単位部隊旗(丙)及び編制単位部隊旗(丁)
- (14) 共同の部隊旗(共同の部隊(自衛隊法(昭和29年法律第165号)第21条の2第1項及び第2項に規定する共同の部隊をいう。以下同じ。)の旗をいう。以下同じ。)、共同の部隊隷下部隊旗(共同の部隊の隷下部隊(隊本部を除く。以下「共同の部隊隷下部隊」という。)の旗をいう。以下同じ。)(甲)及び共同の部隊隷下部隊旗(乙)
- (15) 学校旗
- (16) 防衛大学校旗
- (17) 防衛医科大学校旗
- (18) 国際連合旗及び外国の国旗
- 2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 幕僚長 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をいう。
- (2) 幕僚長旗 前項第6号に掲げる旗(統合作戦司令官旗を除く。)をいう。
- (3) 指揮官旗 統合作戦司令官旗及び前項第7号から第10号までに掲げる旗(先任旗を除く。) をいう。
- (4) 連隊旗 自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) 第1条の2第1項の規定により連隊に交付された自衛隊旗をいう。
- (5) 隊旗 前項第11号、第13号及び第14号に掲げる旗をいう。
- (6) 国連旗等 前項第18号に掲げる旗をいう。
- (7) 学校旗 自衛隊法施行令第33条の2に規定する陸上自衛隊の学校の旗をいう。
- (8)艦船 自衛艦及び支援船をいう。

(備付け)

- **第3条** 旗は、自衛隊法施行令第1条の2第1項の規定により交付されるもののほか、次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定める部局又は機関に備え付ける。
- (1)国旗 防衛省本省の内部部局(以下「内部部局」という。) 及び施設等機関の長、幕僚長、 情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長又は防衛装備庁長官が定めるもの
- (2) 防衛大臣旗、防衛副大臣旗及び防衛大臣政務官旗 内部部局
- (3) 前条第1項第6号に掲げる旗 統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部 又は統合作戦司令部
- (4) 前条第1項第7号及び第11号に掲げる旗(陸将旗、陸将補旗及び連隊旗を除く。) 陸上幕僚長の定める部隊(中隊旗(甲)は、連隊直轄の中隊又は陸上幕僚長の定めるこれに準ずる部隊、中隊旗(乙)は、大隊直轄の中隊又は陸上幕僚長の定めるこれに準ずる部隊)
- (5) 前条第1項第8号に掲げる旗、陸将旗、陸将補旗、空将旗及び空将補旗 海上自衛隊及び自 衛隊海上輸送群の旗に関する訓令(令和7年防衛省訓令第19号)第2章第5節及び第6節の規 定に基づき、当該旗を掲揚する部隊
- (6) 前条第1項第9号及び第13号に掲げる旗(空将旗及び空将補旗を除く。) 航空幕僚長の定めるもの
- (7) 前条第1項第10号及び第14号に掲げる旗 共同の部隊及び共同の部隊隷下部隊
- (8) 学校旗 陸上幕僚長の定める学校
- (9) 防衛大学校旗 防衛大学校
- (10) 防衛医科大学校旗 防衛医科大学校
- (11) 国連旗等 施設等機関の長、幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長又は防衛装備 庁長官が定めるもの

(制式等)

- 第4条 自衛隊において使用する国旗の区分、寸法及び附属品は、別表第1のとおりとする。
- 2 内閣総理大臣旗の制式等は、別表第2のとおりである。
- 3 次の各号に掲げる旗の制式等は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 防衛大臣旗 地色をえび茶色とするほか、別表第2の内閣総理大臣旗のものと同じとする。
- (2) 防衛副大臣旗 別表第3のとおりとする。
- (3) 防衛大臣政務官旗 桜花の色を銀色とするほか、別表第3の防衛副大臣旗のものと同じとする。
- (4) 統合幕僚長旗及び統合作戦司令官旗 別表第4のとおりとする。
- (5) 陸上幕僚長旗並びに第2条第1項第7号及び第11号に掲げる旗(陸将旗、陸将補旗及び連隊旗を除く。) 別表第5のとおりとする。
- (6) 海上幕僚長旗並びに第2条第1項第8号に掲げる旗、陸将旗、陸将補旗、空将旗及び空将補 旗 海上自衛隊及び自衛隊海上輸送群の旗に関する訓令第3条に定めるところによる。
- (7) 航空幕僚長旗並びに第2条第1項第9号及び第13号に掲げる旗(空将旗及び空将補旗を除く。) 別表第6のとおりとする。
- (8) 第2条第1項第10号及び第14号に掲げる旗 別表第6の2のとおりとする。
- (9) 学校旗 学校の長が、順序を経て防衛大臣の承認を得て定める。
- (10) 防衛大学校旗 別表第7のとおりとする。

(11) 防衛医科大学校旗 別表第8のとおりとする。

第2章 国旗、隊旗等の陸上における使用

第1節 国旗

(使用) 第5条 次の表に掲げる施設には、同表に示す区分に従い、掲揚台に国旗を掲揚するものとする。 掲 揚 掲揚施設及び時間 H (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年 | ア 内部部局の所在する施設並びに防衛省本省の 法律第178号) に規定する国民の祝日 施設等機関の長、地方防衛局長及び防衛装備庁 (以下「国民の祝日」という。)並び 長官の定める施設 自衛官以外の隊員の勤務時 に日曜日及び土曜日以外の日 間及び休暇に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令 第43号。次号において「昭和37年防衛庁訓令第 43号」という。) 第2条第3項に定める勤務時 間の開始の時から終了の時まで イ 陸上自衛隊の駐屯地及び分屯地(市ヶ谷駐屯 地及び陸上幕僚長の指定するものを除く。) 並 びに航空自衛隊の基地及び分屯基地(市ケ谷基 地及び航空幕僚長の指定するものを除く。) 自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和 37年防衛庁訓令第65号。次号において「昭和37 年防衛庁訓令第65号」という。)第4条第1項 及び第3項に規定する午前の課業開始の時から 午後の課業終了の時まで ウ その他陸上幕僚長の定める施設 陸上幕僚長 の定める時間 エ 情報本部長の定める施設 情報本部長の定め る時間 (2) 国民の祝日及び自衛隊記念日(日曜 ア 内部部局の所在する施設並びに防衛省本省の 日又は土曜日に当たる場合に限る。) 施設等機関の長、地方防衛局長及び防衛装備庁 長官の定める施設 昭和37年防衛庁訓令第43号 第2条第3項に定める勤務時間の開始の時から 終了の時までに準ずる時間

- イ 陸上自衛隊の駐屯地及び分屯地(市ケ谷駐屯 地及び陸上幕僚長の指定するものを除く。) 並 びに航空自衛隊の基地及び分屯基地(市ケ谷基 地及び航空幕僚長の指定するものを除く。) 昭和37年防衛庁訓令第65号第4条第1項及び第
 - 3項に規定する午前の課業開始の時から午後の 課業終了の時までに準ずる時間
- ウ その他陸上幕僚長の定める施設 陸上幕僚長 の定める時間に準ずる時間

- 2 海上自衛隊の部隊又は機関の所在する陸上の施設(海上幕僚長の指定するものを除く。)には、 毎日午前8時から日没までの間、掲揚台に国旗を掲揚するものとする。
- 3 国旗は、前2項の規定により掲揚するほか、自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第 12条に規定する儀式(以下「儀式」という。)の場合その他祝意を表するため必要な場合には、 旗ざおに装着して、門前等に掲揚し、旗手に捧持させ、若しくは三脚架に立て、又は壁に掲げ て使用することができるものとする。
- 4 国旗を旗ざおに装着して旗手に捧持させて使用する場合その他幕僚長が必要と認める場合には、旗衛隊員をつけるものとする。

(使用区分)

- **第6条** 別表第1に規定する祝日用の国旗は、国民の祝日及び自衛隊記念日(荒天の日を除く。) に、荒天用の国旗は、荒天の日に、通常用の国旗は、その他の日に掲揚する場合に使用するの を例とする。
- 2 別表第1に規定する艦船用の国旗は、艦船に掲揚する場合に使用するのを例とする。
- 3 別表第1に規定する部隊用の国旗は、前2項に定める場合以外の場合に使用するのを例とする。 (部隊用国旗の位置)
- **第7条** 国旗を旗手に捧持させて部隊と行動をともにする場合の部隊用の国旗の位置は、次の各号 に定めるとおりとする。
 - (1) 部隊が徒歩により行動する場合において、その隊形が、横隊であるときは、その前方中央又は最右翼とし、縦隊であるときは、先頭の指揮官及びその幕僚の後方とするのを例とする。
 - (2) 部隊が車両により行動する場合は、その右翼又は先頭の無がい車上とするのを例とする。 (半旗)
- 第8条 国旗は、掲揚台に掲揚する場合に、旗を掲揚する施設において葬送式を行なうときその他 国旗を備え付ける部局又は機関の長(内部部局にあつては官房長、駐屯地又は分屯地にあつて は駐屯地司令又は分屯地司令、基地又は分屯基地にあつては基地司令又は分屯基地司令)が弔 意を表わす必要があると認めるときには、当該部局又は機関の長が定める間、半旗とする。
- 2 半旗の掲揚及び降下は、次の各号に定めるところにより行なう。
- (1) 全揚してある旗を半旗とする場合には、旗を掲揚台の頂点から少し下げて掲索に固定し、最初から半旗として掲揚する場合には、旗をいつたん全揚した後に旗を掲揚台の頂点から少し下げて掲索に固定すること。
- (2) 半旗としてある旗は、半旗とする期間が経過した場合には、再び全揚して掲索に固定し、半旗から直ちに降下する場合には、降下の10秒前にいつたん全揚した後に降下すること。
 - **第2節** 内閣総理大臣旗、防衛大臣旗、防衛副大臣旗及び防衛大臣政務官旗 (使用)
- 第9条 内閣総理大臣旗、防衛大臣旗、防衛副大臣旗又は防衛大臣政務官旗は、内閣総理大臣、防衛大臣、防衛副大臣又は防衛大臣政務官が、儀式、演習その他自衛隊の公式の行事に臨席する場合に、その所在を示すため、旗ざおに装着して、旗手に保持させ、又は三脚架に立てて使用することができるものとする。ただし、防衛大臣、防衛副大臣又は防衛大臣政務官が上級者に随行する場合は、防衛大臣旗、防衛副大臣旗又は防衛大臣政務官旗は使用しないものとする。

(位置)

- 第10条 内閣総理大臣旗、防衛大臣旗、防衛副大臣旗又は防衛大臣政務官旗を使用する場合の位置は、内閣総理大臣、防衛大臣、防衛副大臣又は防衛大臣政務官が、停止している間は、内閣総理大臣、防衛大臣、防衛副大臣又は防衛大臣政務官の側方又は後方の適宜の場所とし、行進している間においては、先導者のあるときは、内閣総理大臣、防衛大臣、防衛副大臣又は防衛大臣政務官の前方で、かつ先導者の直後とし、先導者のないときは、内閣総理大臣、防衛大臣、防衛制大臣又は防衛大臣政務官の後方の適官の場所とするのを例とする。
- 2 内閣総理大臣旗、防衛大臣旗、防衛副大臣旗又は防衛大臣政務官旗のうち2以上のものが、同 じ場所にあるときは、右側又は前方から、内閣総理大臣旗、防衛大臣旗、防衛副大臣旗、防衛大 臣政務官旗の順に置くのを例とする。

第3節 幕僚長旗及び指揮官旗

(使用)

第11条 幕僚長旗又は指揮官旗(第2条第1項第8号に掲げる旗、陸将旗、陸将補旗、空将旗及び空将補旗を除く。次条において同じ。)は、幕僚長又は指揮官が儀式に参加する場合その他幕僚長又は指揮官が必要と認める場合に、その所在を示すため、旗ざおに装着して旗手に保持させ、又は三脚架に立てて使用することができるものとする。ただし、幕僚長又は指揮官が、上級者に随行する場合及び屋内を巡視する場合には、使用しないものとする。

(位置)

- 第12条 第10条第1項の規定は、幕僚長旗及び指揮官旗を使用する場合の位置について準用する。
- 2 2以上の幕僚長旗及び指揮官旗が、同じ場所にある場合は、上級者又は先任者のものを右側又は前方に置くのを例とする。ただし、2以上の幕僚長旗が同じ場所にある場合は、右側又は前方から、統合幕僚長旗、陸上幕僚長旗、海上幕僚長旗及び航空幕僚長旗の順に置くのを例とする。

第4節 隊旗及び学校旗

(使用)

- **第13条** 隊旗は、次の各号に掲げる場合に、当該隊旗を備え付ける部隊の所在を示すため、旗ざおに装着して、旗手に保持させ、又は三脚架に立てて使用することができるものとする。
 - (1) 部隊が儀式その他の公式の行事に参加する場合
 - (2) 部隊が自衛隊法第6章に規定する行動を行なう場合で部隊の長が必要と認めるとき
 - (3) その他部隊の長が特に必要と認める場合
- 2 前項第1号に基づき連隊旗を使用する場合において、陸上幕僚長が特に必要と認めるときには、 旗衛隊員をつけることができる。
- 3 第1項の規定は、学校旗を使用する場合及び航空自衛隊旗を航空自衛隊の機関が使用する場合 について準用する。

(位置)

- 第14条 隊旗を使用する場合の位置は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 部隊が徒歩により行動する場合 部隊長及びその幕僚の後方又は部隊の右翼とするのを例とする。
 - (2) 部隊が車両により行動する場合 部隊の右翼又は先頭の無がい車上とするのを例とする。
 - (3) 部隊用の国旗と同じ場所にある場合 連隊旗にあつては、国旗の左側で、かつ、旗衛隊員との間とし、その他の隊旗にあつては、国旗の後方とするのを例とする。

- (4) 他の隊旗と同じ場所にある場合 上級の部隊の隊旗を右側又は前方に置くのを例とする。
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、航空自衛隊旗を使用する場合の位置は、航空幕僚長が防衛大臣の承認を得て定める場合には、連隊旗を使用する場合の位置に準ずることができるものとする。
- 3 第1項の規定は、学校旗を使用する場合及び航空自衛隊旗を航空自衛隊の機関が使用する場合 の位置について準用する。

第5節 防衛大学校旗及び防衛医科大学校旗

(校長への委任)

第15条 防衛大学校旗又は防衛医科大学校旗を使用する場合及び使用する場合の位置については、 防衛大学校長又は防衛医科大学校長が定める。

第6節 国連旗等

(使用、位置等)

- **第16条** 防衛省が公式に招待した国際連合又は外国の賓客が、自衛隊を公式に訪問する場合その他 特に国際連合又は外国に敬意又は祝意を表する必要がある場合には、国連旗等を国旗とともに 使用することができる。
- 2 前項の規定により国連旗等を使用する場合において、国旗と併立するときは、国旗を左に掲げ、 交差するときは、国旗の旗ざおを内側とし、国旗を左(旗ざおのもとは右)に掲げるのを例と する。
- 3 前2項に定めるもののほか、国連旗等を使用する場合には、国際慣行を尊重するものとする。 第3章 国旗、自衛艦旗等の艦船等における使用

(海上自衛隊及び自衛隊海上輸送群の旗に関する訓令への委任)

- 第17条 第5条第3項及び第9条から第12条までの規定にかかわらず、第2条第1項第1号から第6号までに掲げる旗を艦船において使用する場合及び使用する場合の位置については、海上自衛隊及び自衛隊海上輸送群の旗に関する訓令第5条から第9条まで、第11条、第12条、第17条、第37条及び第38条の定めるところによる。
- 2 自衛艦旗並びに第2条第1項第8号に掲げる旗、陸将旗、陸将補旗、空将旗及び空将補旗を使用する場合及び使用する場合の位置については、海上自衛隊及び自衛隊海上輸送群の旗に関する訓令第5条から第9条まで、第13条から第16条まで、第18条から第28条まで、第30条、第31条第3項及び第4項、第37条並びに第38条の定めるところによる。
- 3 第8条の規定にかかわらず、艦船において半旗とする場合については、海上自衛隊及び自衛隊 海上輸送群の旗に関する訓令第10条及び第38条の定めるところによる。

第4章 雜則

(旗手等)

- 第18条 旗の取扱いは、旗手及び旗衛隊員(以下「旗手等」という。)が行なう。
- 2 旗手は、旗を捧持し、又は保持し、旗衛隊員は、旗手の両側等にあつて旗を警衛する。
- 3 旗手等が武装する場合には、旗手はけん銃を、旗衛隊員は、小銃又は騎銃を携行する。 (弔旗)
- **第19条** 旗を使用する場合(半旗とする場合を除く。)において、葬送式を行なうときその他旗を備え付ける部局又は機関の長(内部部局にあつては官房長)が弔意を表わす必要があると認めるときには、旗のかん頭を黒布でおおい、その下に幅10センチメートルで旗の横の長さに等し

い長さの2条の黒布を結び付けるものとする。

(保管)

第20条 旗は、使用しないときは、三脚架に立て、又は保管箱に収納して、保管するものとする。 (幕僚長等への委任)

第21条 この訓令の実施に関し必要な事項は、官房長、防衛省本省の施設等機関の長、幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長又は防衛装備庁長官が定める。

附 則(抄)

- 1 この訓令は、昭和47年3月17日から施行する。
- 2 第4条第3項第2号の規定及び同条同項第4号の規定(航空自衛隊旗に係る部分に限る。)に かかわらず、この訓令の施行の際現に保有する従前の制式による旗は、なお当分の間使用する ことができるものとする。
- 4 次の各号に掲げる訓令は、廃止する。
- (1) 防衛大学校の校旗の制式及び使用に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第65号)
- (2) 陸上自衛隊の旗に関する訓令(昭和28年保安隊訓令第22号)
- (3) 航空自衛隊の旗に関する訓令(昭和37年航空自衛隊訓令第15号)

附 則(昭和48年10月16日庁訓第51号)

この訓令は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則(昭和48年11月27日庁訓第60号)

この訓令は、昭和48年11月27日から施行する。

附 則(昭和55年7月18日庁訓第31号)

この訓令は、昭和55年7月18日から施行する。

附 則(昭和57年4月30日庁訓第19号)

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則(昭和59年6月30日庁訓第37号)(抄)

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則(昭和63年12月28日庁訓第42号)

- 1 この訓令は、昭和64年1月1日から施行する。
- 2 昭和64年12月30日までの間に行う特別昇給に関するこの訓令による改正後の防衛庁職員の特別 昇給の基準等に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第14号)第4条第3号の規定の適用について は、同号中「休養日とあるのは、「休養日、自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令(昭和 63年総理府令第59号)による改正前の自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)附則第6 項から第9項までの規定により指定された休養時間」とする。

附 則(平成元年3月10日庁訓第7号)

この訓令は、平成元年3月16日から施行する。

附 則(平成4年4月21日庁訓第42号)

この訓令は、平成4年5月1日から施行する。

附 則(平成6年8月25日庁訓第43号)(抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成6年9月1日から施行する。

附 則(平成11年3月19日庁訓第8号)

この訓令は、平成11年3月29日から施行する。

附 則(平成11年8月13日庁訓第44号)

- 1 この訓令は、平成11年8月13日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に保有する改正前の自衛隊の旗に関する訓令別表第1の規定による国旗は、改正後の自衛隊の旗に関する訓令の規定にかかわらず、なお当分の間、これを用いることができる。

附 則(平成12年2月21日庁訓第5号)

この訓令は、平成12年3月28日から施行する。

附 則 (平成12年4月25日庁訓第62号)

この訓令は、平成12年5月8日から施行する。

附 則(平成13年1月6日庁訓第2号)(抄)

1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年1月6日庁訓第3号)

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 第4条第2項の規定及び同条第3項第1号の規定にかかわらず、この訓令の施行の際現に保有する従前の制式による旗は、なお当分の間使用することができるものとする。

附 則(平成13年3月19日庁訓第17号)

この訓令は、平成13年3月19日から施行する。

附 則(平成13年5月18日庁訓第63号)

この訓令は、平成14年3月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日庁訓第39号)(抄)

1 この訓令は、平成14年3月29日から施行する。

附 則(平成16年10月12日庁訓第75号)

この訓令は、平成16年10月12日から施行する。

附 則(平成18年3月27日庁訓第12号)(抄)

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。
 - 附 則(平成18年7月28日庁訓第83号)(抄)
- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。附 則(平成19年1月5日庁訓第1号)(抄) (施行期日)
- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。 附 則 (平成19年3月27日省訓第10号)(抄)
 - この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

附 則(平成19年7月31日省訓第46号)

この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

附 則(平成19年8月30日省訓第145号)(抄) (施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。 附 則 (平成20年3月25日省訓第12号) (抄) (施行期日)
- 1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。 附 則(平成21年7月29日省訓第48号) (施行期日)

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。 附 則(平成22年3月25日省訓第8号)

(施行期日)

この訓令は、平成22年3月26日から施行する。 附 則 (平成25年3月22日省訓第16号)

(施行期日)

この訓令は、平成25年3月26日から施行する。 附 則(平成26年7月31日省訓第61号)

(施行期日)

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。 附 則 (平成27年10月1日省訓第39号) (抄) (施行期日)

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年1月29日省訓第4号)

(施行期日)

この訓令は、平成28年1月31日から施行する。

附 則(平成29年6月23日省訓第39号)

(施行期日)

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。 附 則(平成30年3月26日省訓第15号)(抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

附 則(令和2年3月25日省訓第14号)

(施行期日)

この訓令は、令和2年3月26日から施行する。

附 則(令和4年3月15日省訓令第10号)

この訓令は、令和4年3月17日から施行する。ただし、第19条の規定による改正後の自衛官 俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一) 欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受 ける職員の占める官職を定める訓令別表第2ヌ中第4潜水隊に係る規定は、令和4年3月9日から 適用する。

附 則(令和4年3月24日省訓第28号)

この訓令は、令和4年3月24日から施行する。

附 則(令和7年3月21日省訓第34号)

この訓令は、令和7年3月24日から施行する。

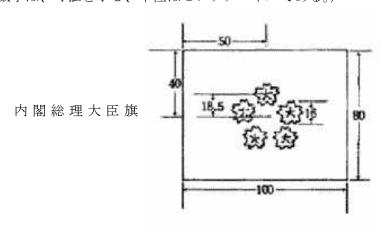
別表第1(第4条関係)

	国旗	の区	分	寸 法 (単位メートル)		国旗の区分			寸 法 (単位メートル)		
			縦	横				縦	横		
掲揚用	祝通荒	日 常 天	用 用 用	1. 720 1. 290 0. 860	2. 580 1. 935 1. 290	艦船	2	5	幅幅幅	0. 430 0. 645 0. 860	0. 645 0. 968 1. 290
	部	隊	用	0.924	1. 386	用	3 4		幅 幅	1. 290 1. 720	1. 935 2. 580

備考 部隊用の国旗には、旗ざお、かん頭、捧持用バンド、三脚架、保管箱その他所要の附属 品をつける。

別表第2(第4条関係)

(数字は、寸法を示し、単位はセンチメートルである。)



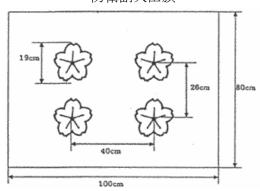
- 備考 1 地色は、紫色であり、桜花の色は金色であり、桜花のしべ及び輪かくは、地色と同 色の縫い取りである。
 - 2 旗ざお、かん頭、捧持用バンド、三脚架、保管箱その他所要の附属品(以下「附属品」という。)がつけられている。
 - 3 艦船において使用するものは、縦及び横の長さが別表第1の艦船用国旗の1幅、2

幅及び3幅のものと同じであり、桜花の大きさ及び旗の中心と桜花の中心との間隔が縦の長さの4分の1である。

別表第3(第4条関係)

(数字は寸法を示し、単位はセンチメートルである。)



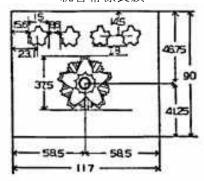


- 備考 1 地色はえび茶色、桜花の色は金色とする。
 - 2 附属品をつける。
 - 3 艦船において使用するものは、縦及び横の長さが別表第1の艦船用国旗の1幅、2幅 及び3幅のものと同じであり、桜花の大きさ及び旗の中心と桜花の中心の間隔が縦の長 さの4分の1とする。

別表第4(第4条関係)

(数字は寸法を示し、単位はセンチメートルである。)

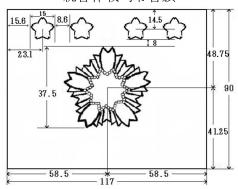
統合幕僚長旗



- 備考 1 地色は赤紫色、桜星の色は濃黄色、統合幕僚長章の図の中心は黄色、桜花の色は白色、 旭光及び飾玉の色は金色、その他の部分の色は、青色とする。
 - 2 附属品をつける。

3 艦船において使用するものは、縦及び横の長さが別表第1の艦船用国旗の1幅、2幅 及び3幅のものと同じであり、桜星の大きさは縦の長さの4分の1とし、統合幕僚長章 の図の大きさは、縦の長さの2分の1とし、旗の中心と統合幕僚長章の図の中心との間 隔は縦の長さの10分の1.5とする。

統合作戦司令官旗

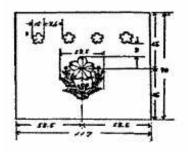


- 備考 1 地色は赤紫色、桜星の色は金色、桜花の後部に旭光を配した図(以下「桜の図」という。) の中心の色は黄色、桜花の色は白色及び旭光の色は銀色とし、桜の図は、黒色で縁取りしたものとする。
 - 2 付属品をつける。
 - 3 艦船において使用するものは、縦及び横の長さが別表第1の艦船用国旗の1幅、2幅及び3幅のものと同じであり、桜星の大きさは縦の長さの4分の1とし、桜の図の大きさは、縦の長さの2分の1とし、旗の中心と桜の図の中心との間隔は縦の長さの10分の1.5とする。

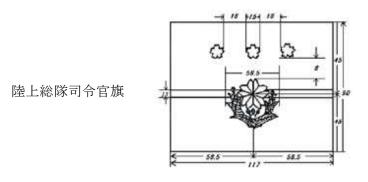
別表第5 (第4条関係)

(数字は寸法を示し、単位はセンチメートルとする。)

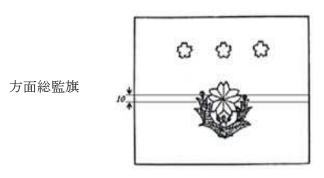
陸上幕僚長旗



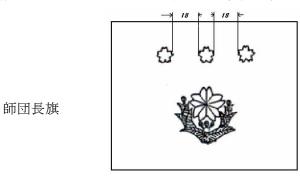
- 備考 1 地色は白色、桜星の色は金色、帽章の図の色は濃黄色とし、褐色で縁どりしたものと する。
 - 2 附属品をつける。



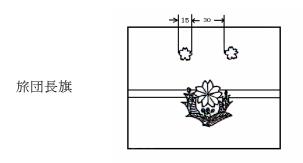
- 備考 1 地色は白色、桜星の色は金色、帽章の図及び横線の色は濃黄色とし、褐色で縁どりしたものとする。
 - 2 付属品をつける。



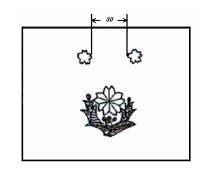
備考 横線の幅を10センチメートルとするほか、陸上総隊司令官旗と同じとする。



備考 桜星の数を3個とするほか、陸上幕僚長旗と同じとする。

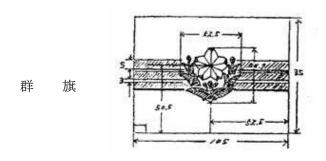


備考 桜星の数を2個とするほか、方面総監旗と同じとする。



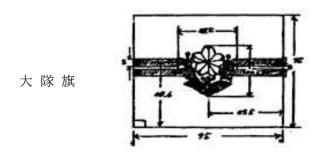
団長旗

備考 桜星の数を2個とするほか、陸上幕僚長旗と同じとする。

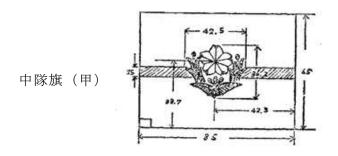


備考 1 地色、帽章の図及び横線(以下「地色等」という。)の色彩は、附表のとおりとする。

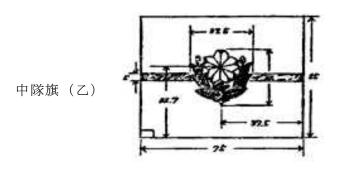
2 附属品(保持用バンドを除く。)をつける。



備考 地色等の色彩及び附属品は、群旗のものと同じとする。



備考 地色等の色彩及び附属品は、群旗のものと同じとする。



備考 地色等の色彩及び附属品は、群旗のものと同じとする。

附表

陸上自衛隊の隊旗の色彩

	部隊区分	·	地 色			帽章の図	横線	
普	通	科	赤			濃黄、かつ色縁どり	白	
機	甲	科	だいだい		٧١	濃黄、かつ色縁どり	白	
特		科	濃		黄	だいだい、かつ色縁どり	赤	
情	報	科		水		濃黄、かつ色縁どり	金	
航	空	科	あ	さ	ぎ	濃黄、かつ色縁どり	白	
施	設	科	え	び	茶	濃黄、かつ色縁どり	白	
シフ	ステム通信	言科	青			濃黄、かつ色縁どり	白	
武	器	科		緑		濃黄、かつ色縁どり	白	
需	品	科		茶		濃黄、かつ色縁どり	白	
輸	送	科		紫		濃黄、かつ色縁どり	白	
化	学	科	金		茶	濃黄、かつ色縁どり	白	
警	務	科	銀	ねず	み	濃黄、かつ色縁どり	白	
会	計	科	銀		茶	濃黄、かつ色縁どり	白	
衛	生	科	濃		緑	濃黄、かつ色縁どり	白	
音	楽	科		桜		濃黄、かつ色縁どり	紺青	
空		挺		白		濃黄、かつ色縁どり	あさぎ	
後	方 支	援		藍		濃黄、かつ色縁どり	白	
そ	の	他		白		濃黄、かつ色縁どり	赤	

備考 部隊区分「後方支援」は、施設科、システム通信科、武器科、需品科及び化学科のうち 2以上の職種から構成される部隊から適用する。

別表第6 (第4条関係)

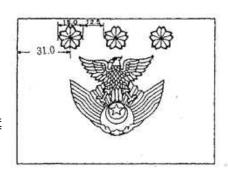
(数字は寸法を示し、単位はセンチメートルとする。)

- 21.0 - 31.0 - 48.0 90.0

航空幕僚長旗

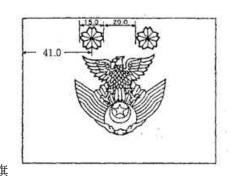
- 備考1 地色は、空青色とし、桜星及びわしの脚部に旭光を配し、これをくわ型の翼で囲みその中央下部の太陽の中に星、月及び雲を配した図(以下「わしの図」という。)の色は、白色とし、黒色で縁取りしたものとする。
 - 2 附属品をつける。

航空総隊司令官旗 航空方面隊司令官旗 航空支援集団司令官旗 航空教育集団司令官旗 航空開発実験集団司令官旗

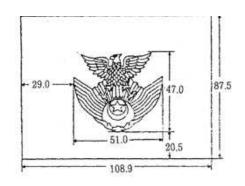


備考 桜星の数を3個とするほか、航空幕僚長旗と同じとする。

警戒航空団司令旗 航空救難団司令旗 航空戦術教導団司令旗 航空団司令旗 航空雪戒管制団司令旗 第1輸送航空隊司令旗 飛行開発実験団司令旗 航空医学安全研究隊司令旗



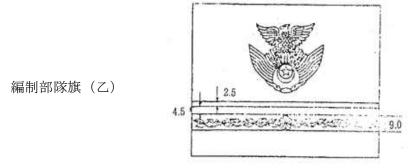
備考 桜星の数を2個とするほか、航空幕僚長旗と同じとする。



航空自衛隊旗

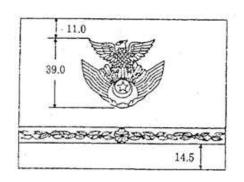
- 備考1 地色は空色、わしの図は金色とする。
 - 2 附属品をつける。

備考1 地色は空青色とし、わしの図、桜星、横線及び桜花桜葉模様(以下「わしの図等」という。)の色は白色とし、わしの図、桜星及び桜花桜葉模様は黒色で縁取りしたものとする。 2 附属品をつける。



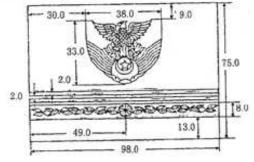
備考 地色、わしの図等の色彩及び附属品は、編制部隊旗(甲)のものと同じとする。

編制部隊旗(丙)



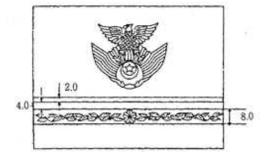
備考 地色、わしの図等の色彩及び附属品は、編制部隊旗(甲)のものと同じとする。

編制単位群部隊旗(甲)



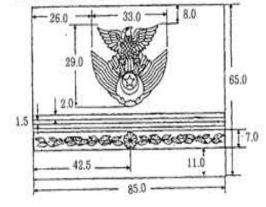
備考 地色、わしの図等の色彩及び附属品は、編制部隊旗(甲)のものと同じとする。

編制単位群部隊旗(乙)

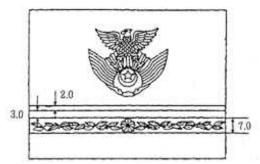


備考 地色、わしの図等の色彩及び附属品は、編制部隊旗(甲)のものと同じとする。

編制単位部隊旗(甲)

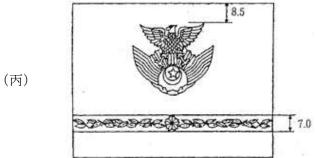


備考 地色、わしの図等の色彩及び附属品は、編制部隊旗(甲)のものと同じとする。



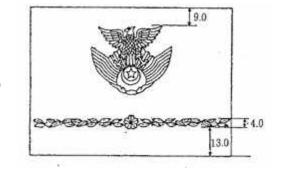
編制単位部隊旗(乙)

備考 地色、わしの図等の色彩及び附属品は、編制部隊旗(甲)のものと同じとする。



編制単位部隊旗(丙)

備考 地色、わしの図等の色彩及び附属品は、編制部隊旗(甲)のものと同じとする。

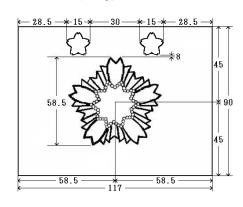


編制単位部隊旗(丁)

備考 地色、わしの図等の色彩及び附属品は、編制部隊旗(甲)のものと同じとする。 別表第6の2(第4条関係)

(数字は寸法を示し、単位はセンチメートルとする。)

自衛隊情報保全隊司令旗 自衛隊サイバー防衛隊司令旗



- 備考 1 地色は赤紫色、桜星の色は金色、桜の図の中心の色は黄色、桜花の色は白色及び旭光の色は銀色とし、桜の図は、黒色で縁取りしたものとする。
 - 2 付属品(保持用バンドを除く。)をつける。

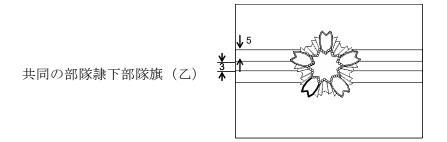
 $\begin{array}{c|c}
 & & & & & & & \\
 & & & & & & \\
\hline
5 & & & & & \\
\hline
3 & & & & & \\
\hline
& & & & \\
\hline
& & & & & \\$

共同の部隊旗

- 備考 1 地色は赤紫色、桜の図の中心の色は黄色、桜花の色は白色、旭光の色は銀色及び横線の色は赤色とし、桜の図及び横線は、黒色で縁取りしたものとする。
 - 2 付属品(保持用バンドを除く。)をつける。

共同の部隊隷下部隊旗 (甲) 47.5 → 37.5 → 37.5 → 47.5 → 37.5 → 47.5 → 37.5 → 47.5 → 37.5 → 47.5 →

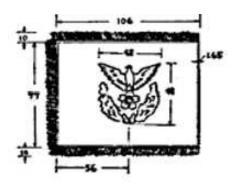
備考 地色等の色彩及び付属品は、共同の部隊旗のものと同じとする。



備考 地色等の色彩及び付属品は、共同の部隊旗のものと同じとする。

別表第7(第4条関係)

(数字は、寸法を示し、単位は、センチメートルとする。)

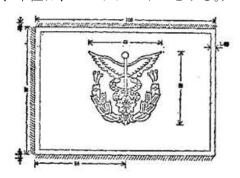


備考 1 地色は、濃青とし、帽章の図、飾房及び枠の色は、金色とする。

2 附属品をつける。

別表第8 (第4条関係)

(数字は、寸法を示し、単位は、センチメートルとする。)



備考 1 地色は、濃青とし、帽章の図、飾房及び枠の色は、金色とする。

2 附属品をつける。